

2006年8月11日

各 位

会 社 名 朝日インテック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮田 尚彦  
( 東証第二部・名証第二部・JASDAQ コード番号：7747 )  
問 合 せ 先 専務取締役経営戦略室長 竹内 謙 弐  
( TEL.052-768-1211 )

### 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成18年8月11日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成18年9月27日開催予定の第30回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 第4条(変更)：会社法第939条の規定により、株主の皆様の利便の向上および公告掲載費用の節減を図るため、当会社の公告を日本経済新聞の掲載から電子公告に変更し、併せて電子公告ができないときの措置を定めることとするものであります。
- (2) 第9条(新設)：単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定するための規定を新設するものであります。
- (3) 第15条(新設)：インターネット普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様にみなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- (4) 第27条(新設)：取締役会において、いわゆる書面決議が認められることとなりますので、経営判断をより機動的に行えるよう、全取締役の同意があり、全監査役にも異議がない場合に限り、現に会議を開催しない形で取締役会の決議を認めるものであります。
- (5) 第41条(新設)：社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役の責任免除に関する規定を新設するものであります。
- (6) 株券を発行する旨や会社の各機関の設置を明記するものであります。
  - 第8条(新設)：株券を発行する旨。
  - 第19条(新設)：取締役会を設置する旨。

第31条(新設)：監査役および監査役会を設置する旨。

第6章 第42条～第45条(新設)：会計監査人の設置、選任、任期、報酬等に関する規定を新設。

(7) その他、規定の整備、用語の変更、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条(条文省略)	第1条～第3条(現行どおり)
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u>	第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。(2)やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は、2500万株とする。	第5条 当社の発行可能株式総数は、2500万株とする。
(自己株式の取得)	(自己株式の取得)
第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を買い受けることができる。</u>	第6条 当社は、 <u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>
(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)	(単元株式数)
第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。 <u>(2)当社は、1単元未満の株式について、株券を発行しない。</u>	第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。 (第8条第2項へ移項)

(端株原簿への不記載)

第8条 当社は、1株未満の端数については、これを端株として端株原簿に記載又は記録しない。

(新設)

(新設)

(名義書換代理人)

第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

(2) 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

(3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(削除)

(株券の発行)

第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(2) 前項の規定にかかわらず、当社は、1単元未満の株式について、株券を発行しない。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利

3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

(株式取扱規則)

第10条 当社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

(2) 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者としてすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取

第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(2) 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取

<p>締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(2) 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(2) 商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席</p>	<p>締役が招集する。</p> <p>(2) 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(2) 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
--	--

し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(新設)

(取締役の員数)

第17条 (条文省略)

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

(2) 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(3) (条文省略)

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 (現行どおり)

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) (現行どおり)

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代

<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。</p> <p>(2) 代表取締役は会社を代表し、<u>取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</u></p> <p>(3) 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを<u>行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>表取締役を選定する。</p> <p>(2) 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>(3) 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及</p>
---	--

<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査</p>
---	--



<p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役は、互選により、常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p>第35条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他の法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第41条 <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p>
--	--

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第36条 当社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 当社の利益配当金は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>これを</u>支払う。</p>	<p>(会計監査人の設置)</p> <p>第42条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第43条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第44条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(2) <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 <u>当社は、株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎</u></p>
--	---

<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5</u>に定める<u>金銭の分配</u>(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(2)未払の利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p>年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項</u>に定める<u>剰余金の配当</u>(以下「中間配当金」という。)を<u>する</u>ことができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第49条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(2)未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</p>
---	---

3. 日程	定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 9 月 27 日(予定)
	定款変更の効力発生日	平成 18 年 9 月 27 日(予定)

以 上